

令和6年第4回八千代町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月5日（木曜日）午前10時53分開会

定例議会の告示

八千代町告示第86号

令和6年第4回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月28日

八千代町長 野 村 勇

1. 期 日 令和6年12月5日

2. 場 所 八千代町議會議場

本日の出席議員

|        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 議長（9番） | 上野 政男君 | 副議長（6番） | 安田 忠司君 |
| 1番     | 赤荻 紗子君 | 2番      | 赤塚 千夏君 |
| 3番     | 榎本 哲朗君 | 4番      | 吉田 安夫君 |
| 5番     | 谷中 理矩君 | 7番      | 増田 光利君 |
| 8番     | 大里 岳史君 | 11番     | 大久保 武君 |
| 12番    | 水垣 正弘君 | 13番     | 宮本 直志君 |
| 14番    | 大久保敏夫君 |         |        |

本日の欠席議員

10番 生井 和巳君

---

説明のため出席したる者

|       |       |           |        |
|-------|-------|-----------|--------|
| 町 長   | 野村 勇君 | 副 町 長     | 木瀬 誠君  |
| 教 育 長 | 関 篤君  | 秘 書 公 室 長 | 馬場 俊明君 |

|               |        |            |   |        |
|---------------|--------|------------|---|--------|
| 総務部長          | 生井 好雄君 | 町民くらしの部    | 長 | 古澤 朗紀君 |
| 保健福祉部長        | 野中 清昭君 | 産業建設部長     |   | 青木 譲君  |
| 教育部長          | 小林 由実君 | 秘書課長       |   | 市村 隆男君 |
| まちづくり<br>推進課長 | 斎藤 典弘君 | 総務課長       |   | 鈴木 和美君 |
| 財務課長          | 中川 貴志君 | 税務課長       |   | 岩坂 信幸君 |
| 戸籍住民課長        | 高橋美由紀君 | 国保年金課長     |   | 諏訪 敦史君 |
| 福祉介護課長        | 栗野 直人君 | 農業委員会事務局長  |   | 齊藤 武史君 |
| 産業振興課長        | 瀬崎 清一君 | 都市建設課長     |   | 倉持 浩幸君 |
| 上下水道課長        | 秋葉 通明君 | 会計管理者兼会計課長 |   | 鈴木 佳奈君 |
| 総務課補佐         | 石塚 浩二君 | 財務課補佐      |   | 山中 昌之君 |

#### 議会事務局の出席者

|        |       |   |   |       |
|--------|-------|---|---|-------|
| 議会事務局長 | 飯岡 勝利 | 補 | 佐 | 菊 佐知子 |
| 主幹     | 小竹 雅史 |   |   |       |

議長（上野政男君）　公私ご多用のところご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、申し上げます。本定例会におきまして、会議に使用することを目的としたタブレット端末、ノート型パソコンの持込みを議会出席者に許可いたしましたのでご了承願います。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議事日程（第1号）

## 開 会

### 諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 議案第2号 八千代町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

日程第5 議案第3号 八千代町下水道事業運営審議会条例（全部改正）

日程第6 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第7 議案第5号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第4号）

議案第8号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第13号 八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業契約の締結について

議案第14号 八千代町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について

日程第11 議案第1号 八千代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 休会の件

---

### 諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監

査委員から報告がありましたので、お手元に配付をいたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長でありますので、報告をいたします。

---

#### 行政諸般の報告

議長（上野政男君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可をいたします。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ご苦労さまです。令和6年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、行政の諸般事項についてご報告をさせていただきたいと思います。

初めに、株式会社ピックルスコーポレーション茨城工場の操業開始についてご報告申し上げます。菅谷西地区に建設が進められておりました株式会社ピックルスコーポレーション茨城工場が完成いたしまして、令和6年12月から操業を始めてございます。株式会社ピックルスコーポレーションは、埼玉県所沢市に本社を構え、浅漬け、キムチ、惣菜の製造販売、漬物の仕入れ、販売をしている会社で、業界ナンバーワンの企業でございます。茨城工場は、八千代町産の農産物を使用したキムチ製品の野菜加工工場として整備され、ここから全国のスーパーマーケットやドラッグストアに向けて商品が届けられると伺っております。

株式会社ピックルスコーポレーション茨城工場の操業につきましては、町にとりまして新たな雇用の創出や農業を基幹とする本町のイメージを地域全体に広める相乗効果が期待され、町農産物の販路拡大にもつながるものでありますので、今後とも連携強化を図りながら支援、協力をし、共に発展する道を模索してまいりたいと考えております。

次に、新年の恒例行事についてご報告いたします。まず、消防出初め式を令和7年1月11日の第2土曜日に実施いたします。当日は、午前9時から役場庁舎及び中央公民館等におきまして点検、分列行進、放水試験、式典を挙行する、このような考え方でおりま

す。

また、「令和7年はたちのつどい」につきましては、翌日、令和7年1月12日日曜日午前10時から中央公民館にて開催いたします。本年度の対象者は、平成16年4月2日から平成17年4月1日に生まれた20歳を迎える222名であり、昨年と比較いたしますと22名の減となります。20歳を迎える若者の新しい門出を祝福し、将来の幸福を祈念するとともに、責任ある大人としての自覚を促すことを目的といたしまして、実行委員の皆さんと町担当者が話合いを行いながら、人生の思い出に残るような式典をという形で考えておると伺っております。

「はたちのつどい」終了後は、令和7年新春賀詞交歓会を八千代町商工会、常総ひかり農業協同組合との共催により、正午からビ・アーンジュ結城家において開催いたします。賀詞交歓会は、新年を祝うとともに、お互いの関係をより深める場ということで意義深いものであり、本年度は近隣自治体の状況を踏まえ、立食形式により開催とさせていただきたいと思います。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願いを申し上げます。

次に、茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会の結果についてご報告申し上げます。茨城県消防ポンプ操法競技大会県西大会が10月6日、古河市イーエス中央運動公園において開催されました。当町からは第3分団が出場し、第2入賞と堂々たる成績を収めることができました。また、個人成績の部において、1番員で出場した町の都市建設課所属の生井開斗さんが優秀選手賞を授与されました。日頃の訓練で培われた厳正な規律と敏速な操法技術の成果だと思います。議員各位には多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今後とも消防団活動につきましては、深いご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、令和6年度職員採用試験の結果についてご報告申し上げます。令和6年度八千代町職員採用試験については、今年度2回に分けて実施し、合わせて大卒者18名、短大・高卒者4名の合計22名から申込みがありました。試験を実施しました結果、5名に対して合格通知を発送いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、八千代町下水道事業経営戦略についてご報告申し上げます。下水道事業については、保有する資産の老朽化に伴う更新や人口減少等により経営環境は厳しく、経営健全化の不断の取組が求められています。このような中、将来にわたって下水道サービスを持続的、安定的に提供できるよう、基本計画である経営戦略を平成28年度に策定いた

しました。このたび現行の経営戦略が、計画期間の中間年度を迎えることから、その見直しを図り、令和6年度から令和14年度までを計画期間とした下水道事業経営戦略を策定いたしました。資料をお手元に配付させていただきましたので、ご一読くださるようお願いいたします。

最後に、契約関係につきましては、別紙「契約関係報告書」のとおりでございます。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、各事業がほぼ順調に進んでいますことに感謝するとともに、今後の施策の推進への議員各位のより一層のご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げまして、諸般の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上野政男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、14番、大久保敏夫議員、1番、赤荻妙子議員、以上2名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討をしていただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

水垣議会運営委員長。

（議会運営委員長 水垣正弘君登壇）

議会運営委員長（水垣正弘君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る11月25日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和6年第4回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から12日までの8日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（上野政男君） ただいまの議会運営委員長の報告は、令和6年第4回八千代町議会定例会の会期を本日より12日までの8日間とするものであります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より12日までの8日間とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12日までの8日間とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第3 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議長（上野政男君） 日程第3、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求ることについて議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求ることについての提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられております。3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年となっております。委員の選出につきましては、人格が高潔で地方自治法本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するものでございます。

現委員、久保谷六衛氏が、12月31日をもって任期満了となります、同市を再任いたしたく提案するものでございます。

今回提案いたしました久保谷六衛氏は、人格高潔で、地方自治法の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで適任者であると考えますので、公平委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第でございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い

申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意を願います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについては同意することと決定されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 八千代町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

議長（上野政男君） 日程第4、議案第2号 八千代町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき設置する公営住宅の設置及び管理に関する事項を定めるものでございます。

このたび人口減少、少子化対策の一つとして、快適な住環境を創出し、当町への移住及び定住人口の増加や地域の活性化を図るため、当町で初の公営住宅となる八千代町子

育て世代移住促進住宅を整備するに当たり、地方自治法第244条の2の規定に基づき、本条例を新規制定するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今の提案の中で1つだけ町長にお聞きしたいのですが、賃貸ですから、当然入居者が来るわけですが、これは数がそこに定数というか、住む人の人数制限というか、運営の話をしているのではなくて、1人でもオーケーなのですか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

これは子育てという世代に限っている形になりますので、1人ではなくて、子育ての世帯を支援すると、そういう趣旨でございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） では、基本的には片親でお一人で、子どもさんが1人と、それでもオーケーという解釈でよろしいですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保敏夫議員の再質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

そういう条件の場合でも入居できるかどうかについては、ただ今ちょっとほかの事例も調べながら検討を進めているところです。基本的には、子育て世代という形になりますと、該当するというようなことを考えていかなければならないのかなという方向で思っております。

以上です。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 離婚して、あるいはまた違う環境でお一人になって、お一人の

子どもということ。全てがそういうふうな世帯にならないように、ある部分では何らかの措置をするべきというのも一応言っておきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） これは、維持管理を任せることの条例なのですが、具体的にどのような業務になるのか。例えば入居後に小さな不具合から大規模な修繕まで必要になることも想定できると思うのですけれども、誰がどこまでの責任を持つのかというのを教えてください。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 2番、赤塚議員のご質疑にお答えをいたします。

維持管理までこの中でお願いする形になりますけれども、小規模な修繕などは維持管理会社が行います。大規模な修繕につきましては、建物が鉄筋コンクリート造りで法定耐用年数が47年ほどありますので、この30年間の間では大規模修繕などは想定はございませんが、仮に不測の事態があって、そういう大きな修繕が必要な場合は、町と企業で協議して、その都度行うというような契約になるかと思います。

以上でございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） すみません。大規模な修繕はないということなのですが、万が一、これは本当に万が一なのですけれども、例えばちょっと手抜き工事があって修繕が必要になったような場合はどんな感じになりますか、責任は。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 2番、赤塚議員のご質疑にお答えをいたします。

手抜き工事というのは想定してございませんが、もしそのようなことがあれば、契約書にもその旨書いてありますので、瑕疵担保、そういうことで企業側の責任になるかと思っております。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

(2番 赤塚千夏君登壇)

2番（赤塚千夏君） ただいま議長の許可を得ましたので、議案第2号 八千代町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例に反対の立場で討論いたします。

この条例は、民間事業者に維持管理を任せることです。多くの問題がクローズアップされ、立法当時と比較すると PFI の事業化件数は減少してきています。そこで、2011年に国のほうが導入したのがコンセッション方式です。不動産の所有者や大規模修繕をする責任は行政に残しながら、運営権、すなわち利権は民間事業者が得る方式です。また、2013年の法改正では、民間資金等活用事業推進機構がつくられ、国による財政支援が受けられるようになりました。公共サービスよりも低コストで、効率のよいサービスが提供されると期待されておりますが、民間事業者は収益を上げるために参入するのであって、経費削減効果は限定的です。

安全よりもデザイン性を重視し、地震によって天井が崩落した仙台市のスパパーク松森では、手抜き工事があったにもかかわらず、市が賠償を負担しました。全国の事例を見ますと、見込みどおりの収益が上げられず、事業者が撤退したり、PFI ではかえって経費がかかったりという事態になり、委託契約を解除などの事例は後を絶ちません。また、特定の民間事業者が30年もの長期間にわたり利益を得るため、行政との癒着の温床となりやすい。そして何よりも、企業のノウハウは明かせないということで、情報も開示されなくなり、資料に基づく適正な判断ができなくなってしまうという問題があります。

以上、反対の理由を申し述べまして、討論といたします。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は電子採決により行います。

議案第2号 八千代町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

議長（上野政男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 採決を確定いたしました。賛成多数です。

よって、議案第2号 八千代町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第3号 八千代町下水道事業運営審議会条例（全部改正）

議長（上野政男君） 日程第5、議案第3号 八千代町下水道事業運営審議会条例（全部改正）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町下水道事業運営審議会条例（全部改正）の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、上下水道事業の運営に関する事項を町長の諮問に応じて調査審議し、答申を行うことを目的として、八千代町下水道事業運営審議会条例の全部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、茨城県が推進する水道事業の広域化の検討や下水道事業区域の見直し、一部では老朽化が進んでいる農業集落排水処理施設の今後の在り方等について一括して審議する、上下水道事業運営審議会を設置するものでございます。

また、本改正により、審議会の名称が改正となるため、併せて八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町下水道事業運営審議会条例（全部改正）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町下水道事業運営審議会条例（全部改正）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例

議長（上野政男君） 日程第6、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の整理条例は、刑法等の一部を改正する法律により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、当町の条例においてこれらの用語が使用されている7つの条例について、該当する用語を整理するための条例でございます。

整理条例の主な内容としましては、関係条例の懲役または禁錮について、拘禁刑と用語を改正するものであり、刑の重さにつきましては変更ございません。

この整理条例の施行日は、改正法が施行される日と同じ令和7年6月1日でございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） この条例は、国の刑法改正による単なる文言の整理ということではあるのですけれども、この法改正の中身を皆さんに知っていただくことも大切と考えますので、あえてちょっと質問させていただきたいのですが、懲役と禁錮から拘禁刑に一本化する意味はどこにあるのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号2番、赤塚千夏議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

こちら、国において刑法が一部改正されたという部分でございまして、この改正された理由についてちょっと触れさせていただきたいと思います。刑法におきましては、懲役と禁錮がそれぞれ規定されている、このような状況でございます。大まかな違いを申し上げますと、懲役については刑務作業を行うことというのが義務づけられているものでございます。禁錮については、この刑務作業自体が義務づけられていないと、現状はこのような状況でございます。しかしながら、この禁錮の受刑者においても、許可を受ければ刑務作業を行うことができる。実際には、禁錮の受刑者の多くの方が作業を行っているというのが実情のようでございます。

このようなことから、法律の規定で懲役と禁錮を分けている意味が薄れてきたというか、そういった背景があって、国において懲役と禁錮、これを拘禁刑という形で一本化をした上で、刑の目的というものを改善更生として作業を行わせるものだけではなくて、必要な指導も行うことができると、このように刑法の一部規定を改正したという背景があるものでございます。

町につきましては、今回上程させていただいた条例改正の中身でございますけれども、実際に町の条例で懲役または禁錮、この文言を使っている条例がございます。罰則規定ですか、就任する際の制限といいますか、そういった部分にこの言葉が使われている

条例がございます。この言葉を禁錮、懲役という言葉から拘禁刑という部分に名称を変更するという内容でございまして、町の条例の目的そのものが変わるという内容ではございませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） ただいま議長の許可を得ましたので、日本共産党を代表いたしまして、議案第4号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に反対の立場で討論いたします。

この議案は、2022年の5月に法務委員会で可決された刑法改正により、来年6月から懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されたことに伴い、関係する条例の文言を整理するものです。

これまで、懲役刑は殺人や放火、強盗などに対する刑罰であることから刑務作業が義務づけられてきたのに対し、禁錮刑は政治犯などが対象とされ、刑務作業は任意とされてきました。戦前、改善更生という名の下で政治犯の思想改造を強制した過去の教訓から、こうした区別が継続されてきたわけです。今でも現場の刑務所職員は、できるだけ受刑者本人が社会復帰への意欲を持たせようということで努力しており、刑務作業や改善作業を法的に義務化する必要はないと考えます。

以上のことから、この議案に反対することを表明し、討論といたします。

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は電子採決により行います。

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

議長（上野政男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第5号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第7、議案第5号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の主体となっております。県は、年度ごとに国保事業の運営をするために必要な事業費納付金を決定し、町は納付金を県に納付するという形になっております。現行の国民健康保険税の税率では、納付金を納付するに当たり財源不足が生じていることから、令和7年度に国民健康保険税の税率を改正するものでございます。

改正の内容としましては、基礎課税額、医療分の所得割率を100分の8から100分の7.72に、被保険者均等割額を3万4,000円から3万9,400円に、後期高齢者支援金等課税額の所得割率を100分の2.7から100分の3.04に、被保険者均等割額を1万4,000円から1万7,000円に、介護納付金課税被保険者に係る所得割率を100分の1.8から100分の2.3に、被保険者均等割額を1万4,000円から1万7,200円に改めるものでございます。

この改正条例の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

なお、今回の八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年10月29日に開催された八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただ

いでいることをご報告申し上げます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 被保険者の所得に占める保険税負担率というのと、あと加入世帯のうち所得が100万円未満の世帯の割合が、もしお分かりでしたら教えてください。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） それでは、議席番号2番、赤塚議員からの質問にお答えします。

今回の改正案の税率でお答えさせていただきます。ただ、加入者数やその世帯の被保険者数、また所得等によりましてかなり大きな差がございますので、モデルケースでの回答とさせていただきます。例えば所得額は300万円、1人世帯で40歳から64歳までの被保険者の方が賦課される介護納付金がある世帯につきましては13.64%、ない世帯では11.10%です。2人世帯で2人とも介護納付金がある場合には16.09%、お二人ともない場合には12.98%です。また、親が2人とも介護納付金分がある、高校生以下の子どもが2人の4人世帯の場合は17.97%でした。

続きまして、所得額500万円と想定したもののお話をさせていただきます。1人世帯で40歳から64歳までの被保険者の方が賦課されている、介護納付金がある世帯につきましては13.41%、ない場合は10.96%です。2人世帯で2人とも介護納付金分がある場合は14.88%、2人ともない場合が12.09%です。親が2人とも介護納付金がある、高校生以下の子どもが2人の4人世帯の場合は16.01%でした。

続きまして、国民健康保険の加入世帯の中で所得が100万円以下の世帯ということでお答えさせていただきます。国民健康保険の加入者のうち、所得が100万円以下の世帯についてお答えします。世帯の被保険者の基準総所得額、基礎控除額43万円を引いた額となります、の合計が100万円以下の世帯についてお答えいたします。総所得でカウントするより多少多めとなることをお含みおきください。賦課期日現在の世帯数につきましては合計で3,665世帯で、これに対し基準総所得の合計が100万円以下の世帯は2,179世帯

であり、およそ59%でした。また、賦課期日現在の被保険者数6,158人に対し、基準総所得額の合計が100万円以下の世帯に属する被保険者数は3,012名で、全体のおよそ49%でした。

また、補足となります、擬制世帯主、国保の被保険者でない世帯主の所得も含めた算定となります、世帯の所得が一定以下の場合には被保険者の均等割が軽減されておりますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（上野政男君）ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

議長（上野政男君）2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君）ただいま議長の許可を得ましたので、日本共産党を代表いたしまして議案第5号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

2018年に広域化されてからというもの、平準化の名の下、保険料の引上げが続いています。それだけでなく、国保にはほかの被用者保険にはない均等割があることと、事業主負担がないことで、所得に対する負担率が大変大きくなっています。高くて払い切れないという悲鳴が上がっています。

例えば年収240万円の単身者の場合、国保税は20万8,100円、前の税率です。既に1か月分の収入が保険料に消えている状況なわけですが、今回の税率改正により、これが22万6,300円と、さらに1万8,200円も負担が増えることになります。制度維持のためと言いますが、国保被保険者には所得が100万円以下の世帯が、先ほどご説明ありましたように59%、約6割もいらっしゃいまして、既に限界を超えて多くの国保加入世帯が一層の負担増を強いられることになります。

国民皆保険制度の基盤をなす国保制度を維持し、運営する責任は、第一義的に国が担っており、国庫支出金を抜本的に増やすことを国に求めていくべきです。

以上、反対の理由を申し上げ、議員の皆様の賛同をお願いいたしまして、討論といった

します。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

13番、宮本直志議員。

（13番 宮本直志君登壇）

13番（宮本直志君） 議案第5号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、都道府県が財政運営の主体となっております。都道府県が、県が保険給付費等の国保事業の財源となる国保事業納付金を決定し、市町村は納付する仕組みとなっております。後期高齢者医療保険への移行、被用者保険の適用拡大などにより、当町の国保の被保険者は年々減少しています。昨年度も300人ぐらいは減っております。反面、医療の高度化など、医療費の高騰により事業納付金は増加しております。

国民健康保険特別会計の財政状況は極めて苦しく、近年の単年度収支は事業納付金などの支出が国保税の収入を大きく上回っております。赤字収支に陥っているのが現状であります。基金の取崩し、昨年から2億5,000万円あったのですけれども、去年のうちに1億5,000万円取崩し、今年1億円を取り崩すということで、ゼロになるということあります。緊急的な法定外の一般会計繰入金の増額に頼っているのが現状であります。基金残高には限りがあり、決算の補填を目的とした法定外の繰入れは行わないよう、国のほうは進めているわけであります。

持続可能な国民健康保険事業の運営のため、被保険者の影響を考慮しつつ、国保税の税率改正を行っていく必要があるということあります。被保険者の方には負担増となりますので、丁寧な説明と周知を求めるようにしなければなりません。

議員各位の賛同を求めまして、討論をいたします。また、先々月行われました国保運営協議会においても全会一致で承認させていただいております。

以上です。

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は電子採決により行います。

議案第5号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決

定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

議長（上野政男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第5号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第8、議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年度の税制改正により、扶養控除の対象となる扶養親族が一部対象外とされたことに併せて、児童手当及び特別児童扶養手当も同様の扱いとする政令改正が行われ、所得制限の加算額の算定に含めないとされました。県の補助制度である医療福祉制度においては、現行どおり所得制限上限額に加算できるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第4号）

議案第8号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（上野政男君） 日程第9、議案第7号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第4号）から議案第12号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上6件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） ただいま一括上程されました議案第7号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第4号）、議案第8号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第10号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第11号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第12号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第1号）、これらの提案理由についてご説明申し上げ

ます。

初めに、一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出それぞれ6億9,348万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億8,979万1,000円、6.5%の増とするものでございます。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、3億217万8,000円、0.1%の増とするものです。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ165万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4,392万2,000円、0.1%の減とするものです。

以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ175万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,653万6,000円、1.5%の増とするものです。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は本年度第1回目の補正で、3条予算において水道事業費用を493万7,000円増額し、総額を4億3,946万円とするものであります。

以上が水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は本年度第1回目の補正で、3条予算において農業集落排水事業収益を330万円増額し、総額を3億1,022万6,000円に、公共下水道事業費用を17万6,000円増額し、総額を3億892万1,000円に、農業集落排水事業費用を330万円増額し、総額を3億1,079万3,000円とするものです。

以上が下水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当部長からご説明がございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） ただいま上程されました議案第7号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回提案いたしました補正予算は本年度第4回目の補正で、歳入歳出それぞれ6億9,348万6,000円を追加し、予算の総額を112億8,979万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページをご覧願います。15款国庫支出金につきましては、児童手当負担金を含みます国庫負担金1億5,434万5,000円、児童手当制度改正実施円滑化事業補助金を含みます国庫補助金177万4,000円、自衛官募集事務委託金により委託金9,000円をそれぞれ増額いたします。

16款県支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金を含みます県負担金3,874万4,000円、保育対策総合支援事業費補助金により県補助金45万円をそれぞれ増額いたします。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金等により4億556万4,000円を増額いたします。

19款繰入金につきましては、土地開発基金繰入金により1,233万9,000円を増額いたします。

20款繰越金につきましては、7,951万円を増額いたします。

21款諸収入につきましては、消防団退職団員報償金等により75万1,000円を増額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。2ページをご覧願います。2款総務費につきましては、町有財産管理事業、ふるさと納税推進事業費を含みます総務管理費3億1,985万円など、総務費全体として3億1,933万2,000円を増額いたします。

3款民生費につきましては、障害福祉サービス等給付事業を含みます社会福祉費1億232万2,000円、児童手当支給事業を含みます児童福祉費1億2,963万7,000円を増額いたします。

5款農林業費につきましては、農業団体等支援事業費を含みます農業費1億1,030万9,000円を増額いたします。

7款土木費につきましては、中央土地区画整理事業特別会計繰出金事業を含みます都市計画費802万円など、土木費全体として1,128万6,000円を増額いたします。

8款消防費につきましては、消防団活動事業により55万1,000円を増額いたします。

9款教育費につきましては、給食センター施設運営事業を含みます保健体育費1,095万9,000円など、教育費全体として2,001万3,000円を増額いたします。

そのほか1款議会費、4款衛生費、6款商工費につきましては、主に人事異動に伴う人件費の組替え等による増減でございます。

続きまして、4ページをご覧願います。第2表、債務負担行為補正につきましては、事業の追加によるものでございます。

なお、5ページ以降に歳入歳出予算事項別明細書のほか給与費明細書、債務負担行為に関する調書などがつづられておりますので、ご覧おき願います。

以上が一般会計補正予算(第4号)の概要でございます。よろしくお願ひいたします。  
議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

(町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇)

町民くらしの部長（古澤朗紀君） それでは、私からは議案第8号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の表紙をおめくりください。今回の補正は本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ32万8,000円を増額し、予算総額を3億217万8,000円とするものでございます。

1ページ目をお開きください。まず、歳入から申しますと、4款繰入金につきまして32万8,000円を増額いたします。

続きまして、2ページ目をご覧ください。歳出について申し上げます。1款総務費を32万8,000円増額いたします。

詳細につきましては、6ページからの明細に記載してございますので、後ほどご覧おき願います。今回の補正は、人事異動による給料、職員の手当及び共済費を増額するためのものです。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） それでは、ただいま上程されました議案第9号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回提案しました補正予算は、先ほど町長が申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ165万9,000円を減額し、予算の総額を19億4,392万2,000円とするものでございます。

まず、歳入から申し上げます。補正予算書の1ページをご覧願います。7款繰入金につきましては、地域支援事業繰入金及び一般事務費繰入金によりまして283万9,000円減額いたします。

8款繰越金につきましては118万円増額いたします。

続いて、歳出について申し上げます。2ページをご覧願います。1款総務費につきましては人件費を125万3,000円減額し、第三者行為求償事務手数料を8万円増額し、合計117万3,000円を減額いたします。

2款保険給付費につきましては、居宅介護福祉用具購入費の見込み変更によりまして50万円増額いたします。

4款地域支援事業費につきましては、人件費を158万6,000円減額いたします。

7款諸支出金につきましては、過誤納還付金の見込み変更によりまして、60万円増額いたします。

なお、4ページ以降に補正予算に関する説明書としまして、事項別明細書等がつづられておりますので、ご覧おきいただくようにお願いを申し上げます。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） それでは、私からは議案第10号から第12号の補正予算についてご説明いたします。

初めに、議案第10号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ175万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億1,653万6,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の概要についてご説明いたします。補正予算書の1ページをお開きください。まず、歳入でございますが、3款国庫支出金につきましては、補助額の決定に伴い552万5,000円を減額いたします。

次に、5款繰入金につきましては745万7,000円を増額いたします。一般会計からの繰入金でございます。

次に、6款繰越金につきましては472万1,000円を増額いたします。前年度からの繰越金でございます。

最後に、8款町債につきましては、国庫支出金の決定による限度額の変更に伴いまして490万円を減額いたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。まず、1款総務費につきましては5万3,000円を増額いたします。これは人件費の増によるものです。

次に、2款土地区画整理費につきましては、170万円を増額いたします。2目第1工区区画整理事業費において、測量委託料が不足したことによるものでございます。

3ページをお開きください。第2表、地方債補正は、先ほど歳入で説明いたしました町債の変更によるものでございます。

なお、6ページ以降に事項別明細書及び給与費明細書、地方債現在高調書、歳出予算事業概要書を添付してございますので、後ほどご覧おきをお願いいたします。

以上、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

続きまして、議案第11号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。予算書の表紙をめくっていただきまして、次のページをお開き願います。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回のものでございます。

補正予算の内容でございますが、今回の補正予算は3条予算の収益的収入及び支出のうち支出のみの補正となってございます。

第1款水道事業費用を493万7,000円増額し、総額を4億3,946万円とするものでございます。

第1項営業費用402万7,000円増額のうち、総務費で職員給与関係で221万6,000円、印刷製本費101万1,000円、通信運搬費で48万円、修繕費30万円、交際費2万円をそれぞれ増額いたします。

また、第2項営業外費用については、消費税納付金、こちらを90万円増額するもので

ございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてご説明いたします。今回の補正予算のうち、職員給与費を221万6,000円増額し、3,645万7,000円とするもの及び交際費を2万円増額し3万円とするものについては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費とされてございます。

なお、以降に補正予算説明書として実施計画、給与費明細書、キャッシュフロー、貸借対照表を添付してございますので、後ほどご覧おきお願ひいたします。

以上、水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、議案第12号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書の表紙をめくっていただいて、次のページをお開き願います。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回のものでございます。

補正予算の内容でございますが、今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出の補正となってございます。収益的収入では、第2款農業集落排水事業収益を330万円増額し、総額を3億1,022万6,000円とするもので、第1項営業外収益で他会計補助金として一般会計からの補助金を330万円増額するものでございます。

次に、収益的支出でございますが、第1款公共下水道事業費用を17万6,000円増額し、総額を3億892万1,000円とするもので、第1項営業費用のうち総係費で職員人件費を41万9,000円減額し、その他特別損失としまして消費税納付金59万5,000円を増額するものでございます。

第2款農業集落排水事業費用では330万円を増額し、総額を3億1,079万3,000円とするもので、第1項営業費用については、ポンプ場施設の修繕費及び動力費を249万円増額、処理場の修繕費を81万円増額するものでございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてご説明いたします。今回補正予算のうち、職員給与費を48万9,000円減額し、3,749万1,000円とするものについては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費とされてございます。

次のページをお開きください。他会計からの補助金でございますが、今回の補正による一般会計からの補助金330万円の増額については、予算第9条の額を改めるということで報告させていただきます。

なお、以降に補正予算説明書として実施計画、給与費明細書、キャッシュフロー、貸

借対照表を添付してございますので、後ほどご覧おきをお願いいたします。

以上が下水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、議案第10号から12号の補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） 一般会計の10ページです。歳出のところで一番下、企画費ということで一番下の欄、広域行政推進事業というのですか、三市町連携推進事業委託料というものがありますが、その下と八千代町同窓会開催支援補助金とありますが、これはどういうものなのか、ちょっと説明を。初めての項目だと思うのですが。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 13番、宮本議員のご質疑にお答えをいたします。

初めに、三市町連携推進事業でございます。こちらは令和5年、昨年の7月26日に八千代町と下妻市、常総市の3市町で交流連携協定のほうを締結いたしました。隣接市町という強みを生かし、住民交流やシティプロモーション、災害支援などの様々な分野で連携協力をするという内容でございます。今回補正をさせていただきましたのは、当初予算でも上がってはいたのですが、各市町から負担金をいただいた形で事業を推進しようということで、予算の組替えとなります。

もう一つ、八千代町同窓会開催支援補助金でございますが、こちらの事業につきましては現在人口減少対策としまして、同世代が集まって地元のよさを再発見する機会を創出し、若者世代の郷土愛の醸成とかUターン、移住、定住に結びつける目的で事業を今回上げさせていただいてございます。この支援の補助金の要件でございますけれども、町内で開催すること、それと対象者が25歳から40歳までの若者世代で、10人以上で同窓会を町内でやった場合に、対象経費に対して2分の1、または参加者数掛ける2,000円、どちらかいずれか低いほう、上限は20万円とさせていただいておりますが、そういう補助を今回上げさせていただいてございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） 何人集まるかということは分からないから、1人2,000円限度で出しますということ、そういうことね。分かりました。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） ページ数的にいきますと、一般会計補正で9ページに寄附金関係が出てくるのですが、4億564万円の寄附金、そうすると今度は一般寄附金を下に持つていきますと15億4,600万円の数字が出るのですが、この大口の言わば寄附者ですか、多分ふるさと納税だと思うのですが、大口の寄附者をちょっと教えていただけますか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附金で、個人で大口のというようなことでよろしいでしょうか。ふるさと納税ですと農産物、それから加工品であったり、それぞれ個人から寄附をいただいているところですが、その品物ごとに大口といいますと、やっぱり八千代町ですと米の関係の寄附をしていただくというようなことが多くて、今年度ですと1件当たり1万7,000円ぐらいの寄附の額となってございます。

1件当たりの寄附のいただいている額が大きいものというのですか。申し訳ございません。1件当たりで大きいものといいますとあまりないのかなというような状況でございます。寄附額の大きいものでいいますと、ケヤキのテーブルが100万円とか、そういうものがございますが、そういうもので寄附していただいたというようなことは今のところございませんので、個人からの寄附で大きいものといいますと、やっぱり日用品であったり、食料品であったり、そういうものの寄附を数多くいただいているというような状況ではございます。

以上です。

（「500万、1,000万単位がいるんじゃないの。いないの」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 500万円、1,000万円を個人で寄附という方はいらっしゃいません。

（「法人で」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 法人でもいらっしゃいません。

法人は、ふるさと納税でやっている部分とは別で、企業版ふるさと納税ということで、

返礼品のないような寄附ということで、あくまで寄附という形でいただいている部分はございますが、企業版ふるさと納税は……

(「それは、この数字に入っていないの」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） 企業版は入ってございません。

(「個人なの」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） 個人のふるさと納税、いわゆるふるさと納税と言われている部分のものの数字になってございます。

個人からいただいているふるさと納税については、何百万円というような大きな寄附というのはございません。それは確かにございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

(秘書公室長 馬場俊明君登壇)

秘書公室長（馬場俊明君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをいたします。

今回の補正にはございませんが、実績として申し上げますと、企業版のふるさと納税というのがございまして、令和5年度の実績で大口で500万円ほど寄附した会社もございます。これは、令和5年度の実績でございます。令和6年度につきましては、まだ寄附はございませんが、企業版のふるさと納税という形で、一般的のふるさと納税とは別に企業からもいただいている実績等はございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） この議案のあれでいくと、15億4,000万円からもトータルでは寄附金をもらっているわけでしょう。そうだね。俺の言い方が間違っているのかな。そうだね。15億4,000万円もらっているということでいいのでしょうか。

(「もらってるではなくて、あくまで予算ですので」と呼ぶ者あり)

14番（大久保敏夫君） 予算。一番左にある11億4,000万円が予算で、こっちの次のところに来ると寄附金が15億4,000万円という数字が出てくるわけだ。何でそういう話になるのか。今度はオーバーしているわけだ。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

(産業建設部長 青木 譲君登壇)

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

予算書の9ページの一番上の寄附金の欄かと思うのですが、左から、こちらが補正前

の予算額になっています。見込みです。その次の4億556万4,000円、こちらは今回補正予算で提案させていただいた額となっておりまして、その後の……

(「これは本年度予算だろう」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） 本年度予算になります。

(「そうだっぺ。5年前の話をしているんじやあんめえ」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） これだけ寄附を見込んでいるというようなところでございます。

(「見込みっちゅうこと」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） もらっているというものではなくて、これを見込んでいるというような予算でございます。

(「4億500万も寄附が」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） 今回の補正で、前回までの予算現額に対しまして、この補正予算額分ほど多く寄附が見込まれるというようなことで、今回補正予算で寄附額、歳入の部分のほうを増額させていただいているというものでございます。

(「一番右にある4億幾らのふるさと納税っていう数字は、これはもうらっているやつだね」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） これから、今までの予算現額から予算の現在額、寄附から多く見込まれる額ということで歳入の補正をさせてもらっているというようなところでございます。

(「見込みの額を議会へ出して、寄附をもらったみたいな形で出してるの」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） ふるさと納税ですと、もらった歳入に対して歳出がありますので、歳出を組む際には、当然歳入のほうも見込まなくてはならないものですから、歳出を組むに当たって同じように見込まれる寄附額を、歳入を見込んで、それに対する見込まれる歳出を今回補正予算で提案させていただいているというような状況でございます。

(「差し引いた金額、入った金額、ちゃんとしたことが分かるやつ、見込みなんていうのを上げてくるんじやねえよ」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） あくまで予算……

(何事か発言する者あり)

産業建設部長（青木 譲君） もらったものに対しては決算でもちろん報告させてもらうのですけれども、それに対して役場として予算執行するに当たっては、もらってから執行するものではなくて、予算としては、やっぱりその数字としては、もう前につくっておかなくてはならないものですから、今回そういう形で提案させていただいているものでございます。

(「一つのことが起きたことで、予算で見込みばかりその数字を上げないでくれる。だったら、ここへ見込みって書いてくれ」と呼ぶ者あり)

産業建設部長（青木 譲君） 予算ですので、予定の算出の額ということで予算ということで。実績につき……

(何事か発言する者あり)

産業建設部長（青木 譲君） 実際に受けた寄附の額、それらにつきましてはもちろん決算で幾ら入りましたというようなものは出させていただきます。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 一般会計のほうの36ページに自衛隊募集広告費というのがあるのですが、具体的なこの募集の内容とか教えていただけますか。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

(総務部長 生井好雄君登壇)

総務部長（生井好雄君） 議席番号2番、赤塚議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

事業概要書の36ページの部分のお話かと思います。こちらにつきましては、自衛官の募集事務に関しましては国のほうから委託金が来るというような仕組みになっておりまして、こちらの広告費については町のホームページにバナー広告を載せる、このような経費を今回上げさせていただいております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） ただいま議長の許可を得ましたので、議案第7号 令和6年度一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

まず、加入者の負担が増大しているということで、国民健康保険特別会計に96万4,000円の繰入れを行ったことをはじめ、全体として評価できる補正予算であると考えます。ただ、任意であるはずのマイナンバーカードの普及を躍起になって促進するマイナンバー代理交付報酬費が含まれることに反対です。

もう一つの理由は、ただいまちょっと質問しました自衛官募集広告費、これを広告を自衛隊が担っていることです。災害時に活躍する自衛隊の皆様には敬意を表しますが、大規模災害時に自衛隊を派遣するのは国として当然の責任であり、それぞれの自治体に協力金があつたりとか、募集広告をしたりということを義務づけるような、そういう流れには反対ですので、以上の2点を指摘いたしまして、反対討論といたします。

議長（上野政男君） 賛成者の発言を許します。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、議案第7号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

町では、まちづくりの指針である第6次総合計画に掲げるまちの将来像を実現するため、少子化対策、にぎわいの創出、活力ある産業振興などに取り組んでいます。このような中で、本補正予算については障害福祉サービス関係経費や新しい児童手当制度への対応経費など、住民福祉の向上に資するもの、並びに自主財源を確保し、強固な財政基盤をつくるためのふるさと納税に関する経費が盛り込まれており、また国の制度改革へ円滑に対応するものであるなど、町政を進める上で重要な予算計上であると考えます。

今後もさらに将来に向け、持続可能な活力ある、魅力あふれるまちづくりが進められることに強くご期待申し上げます。

議案第7号、一般会計補正予算（第4号）の賛成討論といたします。

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

それでは、初めに議案第7号を採決いたします。

議案第7号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

議長（上野政男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第7号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第8号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第9号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、

原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第10号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第11号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第12号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第13号 八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業契約の締結について

議案第14号 八千代町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について

議長（上野政男君） 日程第10、議案第13号 八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業契約の締結についてから議案第14号 八千代町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定についてまで、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） ただいま一括上程されました議案第13号 八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業契約の締結について、議案第14号 八千代町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について、この提案理由についてご説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号 八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業契約の締結についての提案理由についてご説明申し上げます。本事業につきましては、市街化区域内の菅谷1049番地1に、地域優良賃貸住宅として公営住宅を整備するとともに、その後の維持管理及び運営を一体的に実施するものでございます。

事業者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者となりましたコ・クリエーション株式会社と、提案価格6億8,141万1,860円で仮契約を結びました。この提案価格は、施設の建設及び令和38年3月31日までの維持管理運営を含めたものでございます。

この事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第でございます。

続きまして、議案第14号 八千代町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定についての提案理由をご説明申し上げます。指定管理者につきましては、今回地域優良住宅として整備されます子育て世代移住促進住宅について、令和38年3月31日までの維持管理運営を行う事業者として、コ・クリエーション株式会社を指定するものでございます。

この施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び八千代町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第でございます。

以上、一括上程されました事業契約の締結及び指定管理者の指定について提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 令和5年に実施したPFI導入可能性調査のほうでは、入居率90%で計算されていたようですけれども、今回の契約金の6億8,000万円という金額も入居率

は90%で計算したものなのでしょうか。

また、仮にこの入居率が低かった場合、この契約金額とかが変わってしまうおそれとかはあるのでしょうか、教えてください。

議長（上野政男君）　馬場秘書公室長。

（秘書公室長　馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君）　2番、赤塚議員の質疑にお答えをいたします。

入居率につきましては90%で見込んでございますが、こちらの家賃収入につきましては町のほうに入るという形になりますので、今回の事業計画の額には影響いたしません。この中で維持管理をしていただく中で、町として毎年度支払いをしていくという形でございます。

以上でございます。

議長（上野政男君）　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番　赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第13号、14号の事業契約の締結及び指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

地域の居住環境の整備は重要な施策であり、子育て世代移住促進住宅の整備を決断されたことは率直に評価いたします。ただ、その重要な役割を民間に任せる手法には賛成できません。

PFI方式の問題点につきましては、先ほど議案第2号のときにも申し述べましたので繰り返しませんけれども、民間事業者が収益を上げようとすれば、削減されるのは人件費です。これまで様々な分野で民間委託が進められ、官製ワーキングプアをつくり出してきました。この何でもかんでも民間委託という流れを考え直す時期に来ているのではないかでしょうか。

今世界でも、国内でも、民営化された公共サービスを再公営化するという動きが広がっております。本町でも、新自由主義的な民営化から、公共を取り戻す立場へと大きくかじを切っていただきたいということを訴えまして、反対討論といたします。

議長（上野政男君） 次に、12番、水垣正弘議員。

（12番 水垣正弘君登壇）

12番（水垣正弘君） ただいま議長の許可を得ましたので、子育て世代移住促進住宅の整備に関する賛成の立場からお話をさせていただきたいと思います。

人口減少、少子化対策の一つとして、快適な住環境を創出し、当町への移住及び定住人口の増加や地域の活性化を図るため、子育て世代移住促進住宅の整備は非常に有効であり、八千代町にとって必要な事業だと思います。また、PFI方式は、民間企業のノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るとともに、国庫補助金を最大限活用し、町の負担を少なくするものでありますので、私は原案に対し賛成をしたいと思います。

どうぞ議員各位の皆さん方もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

採決は電子採決により行います。

初めに、議案第13号を採決いたします。

議案第13号 八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第13号 八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業契約の締結については原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号 八千代町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議案第14号 八千代町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議第1号 八千代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第11、議第1号 八千代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） ただいま議長の許可をいただきましたので、今の議案に対して反対の立場で討論いたします。

議案第4号のときに詳しいことは述べましたので、あまり繰り返しませんけれども、懲役と禁錮刑を拘禁刑に一本化することに対して、国連の被拘禁者待遇最低基準においても、受刑者には社会復帰のための待遇に能動的に参加する権利を保障すべきで、自由の剥奪以上の苦痛を与えてはならないとしています。

今回の法改正によって、刑務作業や改善指導が義務化されれば、思想信条の自由が脅かされるおそれがあることから、こちらの議案に対しても反対することを表明し、討論といたします。

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は電子採決により行います。

議第1号 八千代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

議長（上野政男君） 採決を確定いたします。賛成多数です。

よって、議第1号 八千代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 休会の件

議長（上野政男君） 日程第12、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日6日より10日まで休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、明日6日より10日までは休会とすることに決定いたしました。

---

議長（上野政男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、11日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

（午後 零時50分）